

## 内閣府の研修教材（動画）の内容

## 政治分野におけるハラスメントの防止について

- 1 ハラスメントとは
- 2 内閣府の調査結果（令和2年度）、事例収集（令和3年度）について
- 3 ハラスメントの類型について
  - ・パワーハラスメント
  - ・セクシュアルハラスメント
  - ・マタニティハラスメント
- 4 ハラスメント事例について（概要）
  - 事例① 有権者からのセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント
    - ・選挙運動中に有権者の男性が握手を求め、手を撫でまわし、離さない。
    - ・投票するからといって個人の携帯電話番号を執拗に聞かれる。
    - ・間に入った議員に罵声を浴びせる。
  - 事例② 議員からのセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント
    - ・若くて顔が良ければ当選できる等の言動を受ける。
    - ・女性議員の肩に手を置くなど身体的に接触される。
  - 事例③ 議員からのセクシュアルハラスメント
    - ・質問時に「美しすぎる議員、頑張れ」など容姿等への評価に関する言動や「まずは自分が子供を産んでから」などのヤジを飛ばされる。
  - 事例④ 議員からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント
    - ・懇親会で酒が飲めないにもかかわらず飲むよう勧められる。
    - ・デュエットを強要され、体を密着させ、顔を近づける。
  - 事例⑤ 有権者からのパワーハラスメント
    - ・後援者からの相談をやむなく断ったところ、携帯電話に執拗に電話をされる、デマをSNSで拡散される。
  - 事例⑥ 議員からのマタニティハラスメント
    - ・妊娠期間中や産前産後期間に無理に議会への出席を強要される、妊娠したこと自体を批判するような発言がされる。
  - 事例⑦ 議員からのパワーハラスメント
    - ・所属会派における会議で意見が異なる議員から職務上必要かつ相当な範囲を超えて人格を否定し、苦痛を与える言動がなされる。集団で無視し、孤立させ、議員活動に支障を生じさせる。

研修教材（動画）URL

<https://www.youtube.com/watch?v=PjLN17TKmwY>

(二次元コードはこちら)